

令和7年度沖縄県総合福祉センター内小規模団体室の入居募集要綱

この要綱は、沖縄総合福祉センター（以下「センター」という。）内小規模団体室における入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 場所（住所）

沖縄県総合福祉センター内小規模団体室

（沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 西棟2階）

（別紙1「西棟2階 ボランティア・小規模団体室内 見取図」）のとおり

2. 小規模団体室の概要

<小規模団体室の概要>

用 途：事務室利用（全12室）

面 積：8.7㎡（1室のみ27.6㎡）

使 用 料：令和6年度 年額42,928円/年間（年度毎に更新）

光熱水費：（令和5年度、8.7㎡の場合）

電気代 → 概ね年間11,400円（月平均約950円）

水道代 → 概ね年間2,700円（月平均約450円）

ガス代（空調代）→ 概ね年間14,400円（月平均約1,200円）

備 考：個別の電話機の設置に係る費用について団体負担。

入居に係る手続きについては、毎年度更新手続きあり。

※上記金額は、減免後の額を記載。

（1）使用料について

使用料は、小規模団体の性格や財政状況を考慮のうえ条例に基づき、減免する。

（減免率：5/10）なお、入居の際は別途「減免願」を提出することとする。

使用料の納入方法は、別途発行する「納入通知書」による。

納入期間は、毎年当初4月30日までに、年間使用料を一括納付となる。但し、年度途中からの入居の場合は、日割り計算額を一括前納する。

（2）光熱水費について

毎月の光熱水費については、毎月（水道代は2月に1回）県から送付されてくる「納入通知書」により、納付するものとする（上記「月平均額」参照）。

3. 主な入居基準

- (1) 福祉に関する活動状況が活発な団体であること。
- (2) 沖縄県内において広く公共的な活動を展開している団体であること。
- (3) 団体の財政事情により、常勤的事務員の配置（週5日、午前中・午後を通じての通常勤務）が困難な団体であること。ただし、少なくとも週二日以上は小規模団体室を活用する団体であること。
- (4) 沖縄県総合福祉センター内に入居している他の団体との連携を密にし、機能の相互補完を図ることが可能な団体が望ましい。
(別紙2「沖縄県総合福祉センター入居団体一覧」参照)
- (5) 建物使用料並びに光熱水費が継続して支払い可能な財政状況を維持している団体であること。

4. 募集方法等

- (1) 入居の募集は、公募によるものとする。
- (2) 公募の広報は、沖縄県庁のホームページ等を通じて行うものとする。

5. 入居申込方法

(1) 申込方法

入居の申込は、団体概要調書（様式1）に關係資料を添えて、沖縄県生活福祉部福祉政策課に持参または郵送により行うものとする。

ただし、郵送の場合には配達証明書など、到達したことが確認できる方法による郵送とし、消印日に係わらず期限内に到達したもののみを有効とする。

(2) 受付期間

令和7年5月 日（ ）～5月 日（ ）正午まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

コメントの追加 [01]: 2週間程度の期間

6. 選定方法

- (1) 生活福祉部福祉政策課内の「選定委員会」において、団体概要調書など提出書類をもとに審査し、入居団体を決定する。
- (2) 選定結果は、月 日までにすべての入居応募団体へ文書等で通知する。

コメントの追加 [02]: 公募が終わって1月後

7. 使用許可に関する事項

- (1) 入居決定団体は、別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。
- (2) 入居決定団体が、指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込にかかる資料の記載事項に著しい変更が生じる等、使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、入居決定を取り消すことができるものとする。入居決定の取り消しを行う際は、別途通知することとする。

(3) 居室の管理について

使用許可財産の管理については、「善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任に当たること」等を義務づけた「許可条件」を遵守するものとする。

【許可条件】

- 許可した行政財産の維持（光熱水費を含む）及び保存の費用を負担すること。
- 許可を受けた者以外の者が使用しないこと。
- 許可した使用の目的以外に使用しないこと。
- 別に承認を受けた場合を除き、許可した行政財産の原状を変更しないこと。
- 許可を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。
- 知事が必要と認めるときは、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類を調査し、又は、参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
- 行政財産の維持及び保存、又は原状変更等に要する費用として、使用者において支出した経費について、これを請求しないこと。
- 使用者は善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
- 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失について、県に対して補償を求めないこと。
- 使用者は、使用期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、知事が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

8. 入居募集に関する留意事項

- (1) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは、原則認めない。
- (2) 入居団体選定に関する審査内容及び経過等は公表しない。
- (3) 採否に関する意義申し立て等は受け付けない。
- (4) 提出された入居団体概要書等については、返却しない。

9. お問い合わせ、申込みにかかる資料提出先

沖縄県 生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（行政棟3階）

TEL：（098）866-2177

FAX：（098）866-2758

担 当：當眞